

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	<p>アミューズメントとユーザーエクスペリエンスが別枠になっているのは、おかしいのではないのでしょうか。技術的観点からみれば、ゲームや遊具に使われている技術と、パチンコ・スロットマシンに使われている技術が相当の共通項があるのではないかと思います。両者を分ける必然性がわかりません。</p>	<p>区分ごとの技術分野については、技術の共通項の有無だけに限らず、それぞれの分野における出願動向や審査請求件数を考慮した現行の審査室体制に沿っているようにしているため、本省令においてはこのような区分編成とします。</p>	個人
2	<p>p18のマンマシンインターフェイスという言葉についてですが、この言葉は現在の学会等ではあまり用いられていない言葉のように見受けられます。また「マン」ということで、ジェンダー平等の観点からも少々問題のある言葉なのではないかなと思います。</p>	<p>「マンマシンインターフェイス」とは、機械と人間との間で伝達を行うインターフェイスの総称として一般的に用いられている用語のため、本省令においてはこのような表記とすることとします。</p>	個人
3	<p>登録調査機関等が登録する技術分野ごとの区分を現状に即したものとす改正であり、歓迎する。</p>	<p>本省令についての賛同の御意見として承ります。</p>	団体